

徳島県告示第百六十三号

土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第八十八条第一項の規定に基づき、県営土地改良事業の計画を変更したので、同条第六項において準用する同法第八十七条第五項の規定により、次のとおり公告し、変更後の土地改良事業計画書の写しを縦覧に供する。

令和五年四月十四日

徳島県知事      飯      泉      嘉      門

一    地区名

三好地区

二    事業名

中山間地域総合整備事業（農道整備）

三    縦覧期間

令和五年四月二十一日から

令和五年五月二十四日まで

四    縦覧場所

東みよし町役場